

令和 5 年度砂糖生産振興事業の実施について

(砂糖の仕向先変更促進対策事業)

1 事業の目的

畑作産地においては、かんしょや加工用ばれいしょ、豆類等の需要が高まっている一方、てん菜等から生産される砂糖の消費量は 20 年間で 50 万トン程度減少するなど、需要と供給のミスマッチへの対応が喫緊の課題となっている。

このため、令和 4 年度から加工食品の原料原産地表示が義務化されるとともに、原材料等の調達コストが増大していることを踏まえ、国内製造の砂糖（輸入原料由来のものを含む。）の優位性を十分活かすことができるよう、国内製造の砂糖について、需要のある加糖調製品へと仕向先を変更する取組に対して支援する。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

(2) 事業実施者：てん菜糖企業とし、これに連携する事業者として、精製糖企業及び実需者を位置づけ

3 事業の内容

(1) 販売促進対策

実需者に対して加糖調製品から国内産糖又は国内製造の砂糖への置替えを促す取組を行った事業実施者に対し、当該置替えに要した経費を補助。

(2) 在庫保管対策

精製糖企業が本事業を通じててん菜糖企業からてん菜原料糖を購入した際に行った保管に要した経費を補助。

(3) 溶糖促進対策

精製糖企業がてん菜糖企業からてん菜原料糖を購入し、従来のでん菜糖の混糖割合を超えて行った溶糖に要した経費を補助。

4 予算額 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 5,050 百万円の内数

5 補助率 定額